

宮古島市立学校適正規模について (基本方針)

宮古島市教育委員会

平成23年宮古島市教育委員会第4回臨時委員会可決
改正：平成23年宮古島市教育委員会第6回臨時教育委員会可決
改正：平成25年第6回宮古島市教育委員会可決
改正：平成26年第3回宮古島市教育委員会可決

【改正:平成25年第6回宮古島市教育委員会可決】

【改正:平成26年第3回宮古島市教育委員会可決】

1 学校規模適正化の基本的な考え方

(1) これまでの経緯

宮古島市教育委員会は、平成23年3月宮古島市学校規模適正化検討委員会より答申を受け、同年8月に基本方針を決定した。方針の発表後に適正化の対象となる12地区で説明会を開催した。説明会では、地域住民・保護者の皆様から貴重な意見、要望等があり、また宮古島市議会の場で多くの議員から質疑が寄せられた。教育委員会では、これらの意見・要望・質疑等を参酌し、改めて学校規模適正化へのたたき台案を策定し、再度対象地区への説明と意見交換を行ってきたところである。

教育委員会では、基本方針を踏まえながら地域や議会での意見・要望等を参酌し、これまでの経過を総合的に勘案し、平成25年4月に学校規模適正化の基本的な考え方を見直したところである。(*平成26年6月26日改正)

見直し後、平成26年5月に「伊良部島の新しい学校をつくる会(会長:長浜国博)」から伊良部地区における学校規模適正化にかかる要請がなされたため、教育委員会では伊良部地区での説明会を開催し、地域の意見や要望等を参酌し、伊良部地区における学校規模適正化の見直しを行うものである。(*平成26年6月26日改正挿入)

(2) 学校規模適正化の基本的な考え方

適正化の推進にあたっては、委員会の基本方針に沿って、対処していくことを基本とし、その上で複式学級の解消は喫緊の課題ではあるが、中学校の規模適正化を先行させ、一部小学校については早期の解消を図っていくこととする。一部小学校の定義については新たに校舎等を建設する必要性がないことや、児童・保護者に比較的通学負担が少ないことが条件として挙げられる。

旧5市町村が合併して宮古島市が誕生したものの、過小規模校・小規模校が大きな割合を占めている。児童・生徒の教育環境・教育条件をより良いものに改善し、クラス替えのできる複数学級を基本とし、1学級25人から30人の児童・生徒で構成される学校規模を確立できるように適正化を進めていくものとする。児童生徒の力・教職員の力・保護者の力・教育予算を効果的・効率的に束ね、「学校力」を高め、児童・生徒の生きる力を育てる教育行政を推進する。

池間地区については、北部地区全体での統合を議論してきたところであるが、統合しても過小規模・小規模校としての課題が依然として残ること等に

鑑み、当面の措置として幼小中併置校とする。

(3) 新しい学校規模適正化に向けて

教育委員会は、これまでの経緯を踏まえ議論を重ね新しい学校規模適正化の具体的な計画を次のとおり決定する。

- ① 宮原小学校を鏡原小学校へ平成 27 年度までに統合する。
- ② 佐良浜小学校・伊良部小学校・佐良浜中学校・伊良部中学校の 4 校を平成 29 年度をめどに 1 校に統合する。(新設)
新設校は、小中一貫校とする。
幼稚園においては預かり保育を実施する。(*平成 26 年 6 月 26 日改正)
- ③ 福嶺中学校、城辺中学校、西城中学校、砂川中学校を平成 33 年度までに 1 校に統合する。(新設)
- ④ 来間小学校・下地小学校については、中学校の結果を見守り統合の時期について速やかに決定する。
- ⑤ 福嶺小学校、城辺小学校、西城小学校、砂川小学校については、児童数の推移や中学校の結果を見守り、統合の時期について速やかに決定する。
- ⑥ 北部地区中学校(池間・狩俣・西辺)、小学校(池間・狩俣・宮島・西辺)については、統合に関する課題(※)の整理がつき次第、統合の時期や方法について速やかに決定する。

※ 統合に関する課題とは、統合しても小規模校・過小規模校としての課題が依然として残ること・統合対象地域が広範であり、通学負担が他地区と比して大きいこと・拙速な統合をすると更なる統合の話が出てきかねないということ等。

【改正:平成 26 年第 3 回宮古島市教育委員会可決】

(改正部分)

総合的に勘案し、学校規模適正化の基本的な考え方を示すものである。

これまでの経緯を踏まえ議論を重ね新しい学校規模適正化の具体的な計画を決定する。

- ① 来間中学校を下地中学校に平成 26 年度までに統合する。*この時点で統合したため削除
- ③ 佐良浜中学校と伊良部中学校を平成 31 年度までに 1 校に統合する。(新設)
- ⑥ 佐良浜小学校と伊良部小学校については、児童数の推移や中学校の結果を見守り、統合の時期について速やかに決定する。

平成23年宮古島市教育委員会第4回臨時委員会可決
改正：平成23年宮古島市教育委員会第6回臨時教育委員会可決

はじめに

宮古島市教育委員会は、平成23年3月に「宮古島市立学校規模適正化基本方針」（答申）を受けた。宮古島市学校規模適正化検討委員会では、学校規模の適正化について児童・生徒が自ら学習意欲を身につけ、心身ともに健やかで、人間性豊かに成長していくことを基本とした。

具体的には「①学校の適正規模及び小規模校の教育のあり方に関すること」「②規模適正化を図るための学校統廃合に関すること」を審議事項として検討を行った。さらに、複式学級の解消や学級活動の活性化を図れるような工夫を推進していくことを確認し、地域での意見や公立学校施設整備事業長期計画等を総合的に勘案しながら、宮古島市らしい学校規模の適正化等について議論を交わしてきた。

教育委員会ではその答申を基に検討を加え、次の通り基本方針を決定した。

I 中学校の適正規模について

国が定める中学校の適正規模は、学級数で12学級から18学級である。1学級40人が基準であるから生徒数は、1学校で480人～720人となる。宮古島市の平成22年度の生徒数が1,857人であることから中学校数は単純に3～5校となる。従って、適正規模化された場合には、遠距離通学等から来る安全性の問題や、急激な教育環境の変化等を引き起こす事が予想される。

検討委員会では、地域懇談会での意見や各地区からの要請・要望、アンケート調査の結果等も尊重し、慎重に議論を行ってきた。その結果、複式学級の解消を目指した学級数の確保を原則としながらも、（1学年1学級の場合でも）グループまたは班編成などで学級活動の活性化を図れるような工夫を推進していくことで、宮古島市らしい学校適正規模を進めることにした。

中学校の適正規模について、検討委員会での意見は次の通りである。

- ① 社会への適応性・協調性をより育てる必要があること。
 - ② お互いの切磋琢磨や、向上心をより高める教育が必要なこと。
 - ③ 集団活動や特色ある教育活動がより必要なこと。
 - ④ そのためには一定の人数（複数学級）の中での教育が必要なこと。
- その他、教育委員会としては
- ⑤ より充実した学校施設・設備が必要なこと。
 - ⑥ 教職員の適切な配置が必要なこと。

を加えた。

1 適正規模の実行期間について

適正規模の実行期間について、検討委員会では急激な教育環境の変化等を危惧して平成37年度までの15年間としたが、教育委員会としてはそれ以上に複式学級の解消と教育環境の整備が急務であると考え以下のとおり定めた。

(1)適正規模の実行期間は、平成23年度から平成30年度までの8年間を基本とする。

(2)適正規模の広報は、当該中学校の生徒・保護者、教職員だけでなく、宮古島市民に対し、広報や行政チャンネル等を通じ周知を図っていく。

2 学校の統合について

- (1)各地区の統合については、平成23年度から検討作業を開始する。
- (2)来間中学校を下地中学校に平成26年度までに統合する。
- (3)佐良浜中学校、伊良部中学校を平成26年度目途に1校に統合する。
- (4)福嶺中学校、城辺中学校、西城中学校、砂川中学校を平成28年度目途に1校に統合する。
- (5)池間中学校、狩俣中学校、西辺中学校を平成30年度目途に1校に統合する。

3 学校整備計画との関連について

- (1)校舎建築は、現行の公立学校施設整備事業長期計画を見直し、教育委員会の基本方針との整合性を図るものとする。

4 通学措置について

- (1)統合後の通学措置については生徒の安全・安心面を考慮し、必要に応じて通学路やスクールバス等の整備や措置を検討する。

5 校区の編成について

- (1)新しい校区の編成については平成23年度から平成25年度の期間とする。
- (2)新しい校区の編成に当たっては宮古島市全体を対象とする。

II 幼稚園・小学校の適正規模について

小学校の学校適正規模について検討委員会の中では、慎重に検討すべきであるという意見や、宮古島市らしい特色ある学校づくりを目指していくべきではないかという意見が多数を占めていた。また、地域懇談会での意見や、各地域からの要請等を検討委員会としても重く受け止め、小学校の規模適正化については、中学校の規模適正化を検証しながら、社会情勢や人口動態の急激な変化等をも考慮しつつ開始すべきであるとしている。

しかし、教育委員会では、中学校の適正規模について検討委員会で提起された意見、教育委員会が加えた意見については、小学校の適正規模についても該当するという、複式学級はむしろ小学校が多いということ等を勘案し、小学校についても地域の理解を十分に得ながら、一体化している幼稚園を含めて、中学校と並行して学校適正規模を進めることを基本とする。

おわりに

以上を、学校適正規模についての宮古島市教育委員会の基本方針とするが、その推進にあたっては、社会情勢や人口の動態の急激な変化等も考慮するものとする。

また、幼稚園を含めた小学校の適正規模の具体的な計画については、教育委員会の基本方針を踏まえて、今年度中に策定するものとする。

平成23年6月9日(木)

第4回臨時委員会決議

小学校（幼稚園含む）統合の基本方針

小学校（幼稚園含む）の統合については、小学校（幼稚園含む）も中学校と同様な課題を抱えていることから、中学校と並行して推進することとし、その実施に当たっては中学校と同様、社会情勢や人口の動態の変化等も考慮するものとする。

統合期間は、中学校と同じ、原則平成23年度から平成30年度までの8年間とする。

具体的には、

1. 鏡原小学校と宮原小学校を平成26年度までに統合する。
2. 伊良部小学校、佐良浜小学校を平成26年度までに統合する。
3. 来間小学校を下地小学校に平成26年度までに統合する。
4. 福嶺小学校、城辺小学校、西城小学校、砂川小学校を平成28年度までに統合する。
5. 西辺小学校、狩俣小学校、宮島小学校、池間小学校を平成30年度までに統合する。
6. 統合後の通学措置については、中学校と同じように児童の安全・安心面を考慮し、必要に応じて通学路やスクールバス等の整備や措置を検討する。

平成23年8月16日(火)

第6回臨時教育委員会決議